

令和5年度第1回築上町地方創生・人口減少対策有識者会議 次第

日時： 令和5年7月26日（水）10時00分から12時00分

場所： 築上町役場本庁3-1、3-2会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 会長挨拶

4. 事務連絡

- ① 会議の傍聴及び会議結果等の公表について
- ② 築上町地方創生・人口減少対策有識者会議について

5. 議題

- ① 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の改訂に向けたスケジュールについて【資料1】
- ② 築上町人口ビジョン令和5年度改訂版（原案）について【資料2～6】

6. 閉会

配布資料

- 次第（本資料）
- 【資料1】 築上町人口ビジョン・総合戦略改訂の概要及びスケジュール
- 【資料2】 築上町人口ビジョン
- 【資料3】 築上町人口ビジョン令和5年度改訂版（原案）
- 【資料4】 新旧人口ビジョンの構成比較
- 【資料5】 築上町人口ビジョン改訂に係る論点整理
- 【資料6】（参考）「築上町人口ビジョン」改訂に係るパブリックコメントについて

築上町地方創生・人口減少対策有識者会議名簿

(令和5年7月3日委嘱状交付後)

■伊藤 由衣	築上町小中学校 PTA 連合会
■加藤 亮一	株式会社福岡銀行 椎田支店
下田 祐二	住民代表
白川 義雄	豊築森林組合
竹中 利幸	NPO 法人築上町観光協会
■中嶋 綾由美	築上町男女共同参画ネット
中村 孝次郎	住民代表
○中村 信雄	築上町自治会長会
◎松原 英治	学識経験者
松村 一成	豊築漁業協同組合 椎田町支所
松本 英	福岡県立築上西高等学校
宮本 聡明	福岡京築農業協同組合
森 芳朗	築上町商工会
和田 徹	ふるさと貢献隊 (福岡県政策支援課)

(敬称略・五十音順)

(凡例)

◎会長／○副会長／■令和5年度からの新任委員 (前任者の任期引き継ぎ)

築上町地方創生・人口減少対策有識者会議設置要綱

平成27年5月18日告示第56号

(設置)

第1条 築上町地方創生・人口減少対策本部設置要綱(平成27年築上町告示第45号)第1条に規定する目的及び過疎地域の課題解決に向けた取組を推進するにあたり、多様な見地から意見を聴取するため、築上町地方創生・人口減少対策有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、築上町の現状の課題やそれを解決するための方向性などを議論し、次に掲げる事項について必要な助言、調査等を行う。

- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略(以下「人口ビジョン等」という。)の策定に関すること。
- (2) 人口ビジョン等の改定に関すること。
- (3) 過疎地域持続的発展計画の進捗状況の評価・検証に関すること。
- (4) その他会議の設置の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員25人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者等幅広い関係者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(有識者会議)

第6条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取すること及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【参考】関係法令（抜粋）

○築上町地方創生・人口減少対策本部設置要綱

平成27年4月10日告示第45号

（設置及び目的）

第1条 人口減少、少子高齢社会が見込まれるなか、将来にわたる活力ある地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、地域社会を担う個性豊で多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出に向けて、必要な取組を検討し、これを一体的に推進するため、築上町地方創生・人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

○まち・ひと・しごと創生法

平成26年11月28日号外法律第136号

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。